

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社のグループ会社（これらを総称して、以下「当社グループ」といいます。）では、「人にしかできない高い次元のイノベーションやホスピタリティ」と、コミュニケーションにおける時間と距離、量と質の限界を超越しサービスを革新的に進化させる「最先端の技術」の融合と相乗により、常に新しい価値を生み出して市場を創造すること、そして顧客企業のパートナーとして、その成長戦略を支えるとともに、自らも高い創造力をもって力強く成長して行くことを経営の最重要課題としております。

当社グループは、これらの実現のために、経営理念(Bell Mission)と5つの基本指針(Bell Way)を定めて実践するとともに、あらゆるステークホルダーに支持され続けるために「公正・透明・自由な競争と適正な取引の実現」や「法令の範囲に振れない積極的且つ公正な情報開示」を重視しており、この考え方は、当社グループ共通の行動規範である「ベルシステム24グループ行動規範」に記載しております。

当社は、この行動規範を通じて当社グループ共通の価値観を醸成し、企業が果たすべき社会的責任について当社グループの全従業員に理解を共有することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、もって企業価値の最大化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 重要

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の実状】

当社は、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用および英文による招集通知の作成は行っておりませんが、今後の議決権行使状況や海外投資家比率の推移を見ながら、これらの対応を検討してまいります。

【補充原則2-2-1 行動準則が広く実践されているか否かのレビュー】

当社は、「ベルシステム24グループ行動規範」の周知・実践の状況を随時または定期的に確認し、その結果を取締役会に報告することで、実質的に行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

【原則2-5 内部通報】

当社は、「内部通報制度運用規程」に基づき通報処理体制を運用し、その運用状況を取締役会の承認を得て任命されたコンプライアンス担当役員(CCO/チーフ・コンプライアンス・オフィサー)が確認しておりますが、今後は、運用状況を取締役会に適宜報告してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】

取締役会は、最高経営責任者である代表取締役を兼務する社長執行役員の後継者の計画を定めておりませんが、ステークホルダーが最高経営責任者に期待する役割の重要性を認識したうえで、人格、識見、実績等を総合的に勘案し、独立社外取締役の意見も踏まえたうえで選定することとしております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、業務遂行の実施責任を担う経営陣からの積極果敢な提案が会社の活性化・会社の持続的な成長に必要な不可欠なものであるとの認識のもと、取締役会や最高経営責任者である社長執行役員への提案を推奨しており、取締役会や経営会議等で承認された提案内容は、社長執行役員の責任において、その実行を推進しております。また、経営陣による迅速・果敢な経営判断のため権限委譲を図りつつも、取締役会の承認を要しない事業であっても、経営陣による取締役会への上程・報告を推奨し、取締役会にこれに適宜助言や注意喚起を行うなど、経営陣による業務執行を支援しております。

経営陣の報酬については、年度単位の業績目標の達成度に基づく業績連動報酬制度を導入するとともに、役員持株会を組成し、自社株式の購入を促進することで、企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けのための環境整備を行っておりますが、中長期的な業績や潜在リスクを反映させたインセンティブ付けについては、今後の検討課題と考えております。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

経営陣の報酬については、年度単位の業績目標の達成度に基づく業績連動報酬制度を導入しておりますが、中長期的な業績との連動や自社株報酬の導入を含めた報酬体系の再構築については、今後の検討課題と考えております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬への独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、取締役の報酬案を決定する機関として、「役員報酬会議」に任意に設置し、非業務執行取締役を交えた審議により、透明性・公平性を担保した意思決定を行う体制を構築しておりますが、今後は取締役候補者の指名を含めて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための体制のあり方を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 重要

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

純投資目的以外の投資を行う際は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて当社グループの主力事業であるCRM事業における相乗効果が期待されるか否かによって投資の是非を判断することを基本方針としております。

また、主要な投資対象会社の株式保有については、毎年、取締役会において継続保有の是非を検証することとしております。なお、当該株式に係る議決権の行使については、投資の目的である相乗効果が最大限発揮され、当社グループの企業価値向上に寄与するかどうかなどを総合的に判断して、提案された議案を検討し、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引の管理等に関する規程を定め、原則として取締役会の承認を要するものとする一方、取引の規模や性質等によっては取締役会の承認を要しないこととする基準を設けて運用しております。

また、取締役会の承認の有無にかかわらず、毎月初旬には前期中の関連当事者取引の内容を取締役会に報告し、もって取締役会による監視を行っております。なお、取締役会による判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見を事業報告に記載することにより、開示してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ウェブサイト、決算説明会、株主通信、株主総会等の場において開示をしております。
- (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、有価証券報告書等において開示をしております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営陣幹部(業務執行取締役)をはじめとする取締役の報酬等の決定に関する方針および手続を2016年5月開催の株主総会招集通知およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部(業務執行取締役)の候補者は、社内外を問わず、性別・年齢・国籍等を区別することなく、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者(特に社外取締役については、東京証券取引所が定める「独立性基準」を満たした独立性を確保し得る者であって、企業に関する法律実務の知識や企業経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、独立した立場や専門的な見地から意見を述べるることができる者)のなかから代表取締役を兼務する社長執行役員が選定のうえ、候補者案を作成し、独立社外取締役の意見を参考にしたうえで、取締役会の承認を得ることとしております。

また、監査役候補者は、公認会計士の有資格者や税務・会計の分野に知見を有し、監査の重要な役割であるこれらの分野の監査の適正性が担保できる者のなかから同様に選定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の承認を得ることとしております。

- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際、個々の選任・指名についての説明
取締役および監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会規程、稟議規程およびグループ会社管理規程等で定められた特に重要な事項を決定し、それ以外の事項の決定を経営陣に委任しております。

具体的には、当社およびグループ会社の経営に関する事項について、一定の基準を超える特に重要なものを取締役会が決定すべき事項として定め、それ以外の事項については、各執行役員(重要な事項については、経営会議への諮問を経ての社長執行役員)の決定によることとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立性を担保でき、しかるべき資質を有すると判断した独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の独立性について、東京証券取引所が定める「独立性基準」を満たした、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であることを基準として判断しております。

また、独立社外取締役候補者の資質については、企業に関する法律実務の知識や企業経営等の経験に基づく幅広い見識を有し、独立した立場から率直・活発に意見を述べることできる者であるべきと考えております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役総数について、定款で15名を上限と定めており、現在の取締役の員数は8名ですが、これは現時点での当社グループの企業規模や取締役会が効果的・効率的に機能する最適な員数の範囲にあると考えております。

独立社外取締役の員数は、取締役会の多様性や客観性の確保の観点から、複数名選任することとし、現在の取締役8名のうち2名を独立社外取締役としております。

取締役候補者は、社内外を問わず、性別・年齢・国籍等を区別することなく、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者として、特に独立社外取締役については、東京証券取引所が定める「独立性基準」を満たした独立性を確保し得る者であって、企業に関する法律実務の知識や企業経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、独立した立場や専門的な見地から意見を述べることできる者としております。これらにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを図ることを方針として、その候補者案を代表取締役を兼務する社長執行役員が立案し、独立社外取締役の意見を参考にしたうえで、取締役会の承認を得ることとしております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合には、当社との競業や利益相反にあたるものではなく、また、当社における職務執行に支障がないことを確認しており、実際にも支障が生じている状況ではないものと考えております。

他の上場会社の役員を含む重要な兼職の状況については、定時株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会は、アンケートによる各取締役および各監査役の自己評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。その結果の概要は、当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.bell24hd.co.jp/ip/ir/policy/governance/>

なお、今後は、取締役会における審議のさらなる活性化、取締役会による経営戦略・事業戦略の進捗状況の監視・監督機能のさらなる強化、取締役報酬の決定への独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための体制の見直し等に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社外取締役・社外監査役を含め、外部から取締役・監査役を迎え入れる際には、当社グループの事業・財務・組織等に関するオリエンテーションを実施するとともに、必要に応じて事業視察の機会を提供を行い、内部からの新任取締役に、取締役に求められる役割と責任やコーポレート・ガバナンスに関する外部研修を実施します。また、就任後においても、必要があるときはいつでも、社内の役員および従業員に説明または資料の提出をすることができ、これにより継続的な更新を可能とします。

特に、業務執行を行う取締役および常勤監査役には、毎年コンプライアンスに関する研修を行うとともに、外部セミナーの受講や外部団体への加入その他の人的ネットワークの構築等を通じた職務執行に必要な知識等の獲得を推奨し、その費用はあらかじめ予算計上する、あるいは請求に基づき当社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下の方針に則り、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行います。

- (1) IRを掌管する取締役を指名し、かかる取締役が株主との対話全般を統括します。
- (2) IR掌管取締役のもと、広報・IR室を設置し、これを中心に経営企画部、財務計画部、経理・財務部その他の関連部門と適切に情報交換を行い、有機的に連携します。

- (3) 株主との対話の手段を充実させるため、第2四半期および連期の決算発表時において、決算説明会を実施します。

- (4) 対話において把握された株主の意見等については、IR掌管取締役や関連部門に随時報告するとともに、必要に応じて取締役会に共有します。

- (5) 対話にあたっては、情報伝達行為や取引推奨行為の禁止、インサイダー情報の再伝達を制限するための必要な措置を定めたインサイダー取引防止規程に従って対応します。

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	30,030,000	41.07
BAIN CAPITAL BELLSYSTEM HONG KONG LIMITED	10,570,000	14.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,621,600	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,533,900	2.09
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	685,600	0.93
小手川 隆	660,000	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	628,500	0.85
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE IEDP AIF CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOOUNT	628,100	0.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	611,900	0.83
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	432,200	0.59

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

社外の客観的な見地や経験・知見に基づき、経営上の助言を得る目的として、主要株主であるBain Capital Bellsystem Hong Kong Limitedの投資助言を行うベインキャピタルグループから取締役(非常勤)が1名、伊藤忠商事から取締役(非常勤)及び社外監査役がそれぞれ1名ずつ就任しておりますが、当社グループの事業活動や経営判断において、これらの主要株主による制約はない状態を確保しております。また、これらの主要株主からの兼務役員は当社取締役会の過半数には至っておらず、独立役員も選任していることから、独立性は確保されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石坂 信也	他の会社の出身者											
鶴巻 暁	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石坂 信也	○	——	総合商社での幅広い経験に加え、上場企業の代表取締役としての豊富な経験と知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鶴巻 暁	○	——	弁護士として法律に関する高い専門知識と経験とともに、情報セキュリティに関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス経営の推進に有益な助言が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員報酬会議	3	0	1	0	0	2	社内取締役

補足説明

「役員報酬会議」は、取締役の個人別の報酬案を審議し、決定します。当該会議は、社長執行役員を兼ねる代表取締役及び社長執行役員を兼ねる代表取締役が指名する非業務執行取締役2名で構成しており、非業務執行取締役を交えた審議により、透明性・公平性を担保した意思決定を行う体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、内部監査の実施状況を代表取締役 社長執行役員並びに常取締役もしくは執行役員に月次報告するとともに、監査役会にも報告しております。
また、常勤監査役は、内部監査部門である監査部との間では月1回、会計監査人との間では四半期毎にそれぞれ定例会を実施する等、組織的な監査業務を実効的に行えるよう常に情報交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 和紀	公認会計士													
土橋 晃	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が「寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)」
m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 和紀	○	——	公認会計士として税務や会計の分野に知見を有しており、監査の重要な役割であるこれらの分野の監査の適正性が担保できることに加えて、大手電機機器メーカーの社外監査役の経験を有しており、その知見と経験を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
土橋 晃		社外監査役土橋晃氏は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社における執行役員 情報・金融カンパニーCFOであります。	長年にわたり総合商社である伊藤忠商事株式会社において経理部門の職務に携わっており、また他の企業において監査役に就いていたことから、その経験と見識を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績連動型報酬である「基本賞与」、中期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」によって構成されております。個人別の報酬額については役員報酬会議における案の決定を経て、社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績と対象者の受ける利益を連動させることにより、対象者の当社グループ業績向上に対する認識向上を図り、もって業績を拡大させることを目的としております。
対象者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社グループへの業績貢献割合の高い当社の主要子会社である株式会社ベルシステム24の執行役員及びそれに準じて中長期的に貢献度の高い役割を担っている者としており、当社グループの成長性・収益性に対する影響範囲を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

〈個別の取締役報酬の〉開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	資料
--------------	----

連結報酬等の総額が1億円以上の者について、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は、当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績連動型報酬である「基本賞与」、中期的な企業価値の増大に向けてのインセンティ

プとしての「ストックオプション」によって構成されております。その個人別の報酬案については、取締役会の構成員であって、社長執行役員を兼ねる代表取締役及び社長執行役員を兼ねる代表取締役が指名する非業務執行取締役2名から成る「役員報酬会議」を設置し、当該会議において、審議・決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬額は、当該会議で決定された報酬案に基づき社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しますが、その決定にあたっては、当該会議で決定された報酬案の妥当性、正当性を諮るため、当該会議の非構成員である非業務執行取締役、外部コンサルタント等に意見を求めることができるものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポート体制については、以下のとおりです。

- ・社外取締役に対し、定例及び臨時取締役会等の開催に先立ち、取締役会等の会議体の事務局を担う経営企画部が議案の資料の送付を行うとともに、社外取締役からの問い合わせに対応しております。
- ・社外監査役に対し、定例及び臨時監査役会や取締役会等の開催に先立ち、監査役の補助としての役割を担う監査役事務局(取締役会に関しては経営企画部)が議案の資料の送付を行うとともに、社外監査役からの問い合わせに対応しており、また、常勤監査役より適宜当社の情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、業務執行上の重要事項については、経営会議を開催し、審議しております。

・取締役会

取締役会は、毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。取締役会は8名の取締役で構成されており、その中には、取締役会の監督機能を強化すべく2名の社外取締役が含まれております。また、監査役3名も取締役会に出席しております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名(そのうち、社外監査役は2名)で構成され、毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役による経営会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて、会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程に準拠していることを監査しております。また、会計監査人と連携し、不適切な会計処理の予防監査にも努めております。

・執行役員

執行役員は、取締役会において決議された委任の範囲において、取締役の職務執行の権限の委譲を受け、それに基づき、担当業務を執行しております。

・経営会議

経営会議は、社長執行役員及び社長執行役員が指定する者により構成されており、常勤監査役も出席して原則毎週1回開催しております。経営会議は、取締役会において決議された執行役員に委任した範囲における、社長執行役員による重要事項の決定にあたっての諮問機関としての位置づけであるとともに、執行役員間の情報共有や協議の場としても機能しております。

・会計監査人

当社は、会計監査人として、PwCあらた監査法人を選任の上、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査役は、会計監査人と定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

・役員報酬会議

役員報酬会議を設置し、取締役の個人別の報酬案を審議・決定しております。なお、社長執行役員を兼ねる代表取締役による取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、役員報酬会議で決定された報酬案の妥当性、正当性を諮るため、役員報酬会議の非構成員である非業務執行取締役、外部コンサルタント等に意見を求めることができるものとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を含めた取締役会による監督機能に加え、社外監査役を含めた監査役による監査機能の組み合わせが、全体としての経営の監視機能として有効であるとの判断のもと、監査役会設置会社体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令では、書面又は電磁的方法により、議決権行使期限の2週間前までに株主総会招集通知を発送すること定められておりますが、当社では、可能な限りこれよりも早期の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、定時株主総会は毎年5月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の議決権行使状況の推移を見ながら、対応を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の議決権行使状況や海外投資家比率の推移を見ながら、対応を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の議決権行使状況や海外投資家比率の推移を見ながら、対応を検討してまいります。
その他	当社IRサイトにおいて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公式ホームページのメニューに「IR情報(日本語・英語)」を追加し、その中のコンテンツとして作成・公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算と本決算の際に、定期的に決算説明会を開催するほか、状況に応じてラージ/スモール/One on Oneの各ミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、状況を勘案しながら開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページのメニューに「IR情報(日本語・英語)」を追加し、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室を設置しております。	

3. ストークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ベルシステム24グループ行動規範」において、ステークホルダーとの関係について規定しており、株主・顧客・調達先・従業員・地域社会・行政等のステークホルダーに対して、法令の範囲にとらわれず、積極的かつ公正な情報開示を通じて、ステークホルダーとのダイアログ(対話)の促進に努めること、情報の開示は、適時かつ適切で、分かりやすいものであることに努めること及び当社グループの事業活動が社会に与える影響に対する責任を認識し、ステークホルダーのニーズや関心を可能な限り尊重することで、社会との調和のとれた経営を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ベルシステム24グループ行動規範」において、環境保全活動やCSR活動等の実施について規定しており、それに基づき、当社グループが提供するサービスや業務の遂行において、それらが環境に加える影響を配慮し、できる限り環境への影響を低減するよう努め、再生資源を有効活用した商品やサービスを積極的に利用するよう努めるほか、雇用の創出や促進等により、地域社会への貢献を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ベルシステム24グループ行動規範」において、インサイダー取引や情報開示について規定しており、適切な情報管理に基づき、法令の範囲にとらわれず、積極的かつ公正な情報開示を通じて、ステークホルダーとのダイアログ(対話)の促進に努めること、情報の開示は、適時かつ適切で、分かりやすいものであることに努めることと定めております。また、インサイダー情報の不正な開示等を防止するために、「インサイダー取引防止規程」を定めて実践しております。

その他

当社は、2011年より人材開発部が中心となり、女性の活躍推進を図るために、Bell-Win Project (Bell Women's Innovative Network Project) の創設を含めた以下の施策を実施しております。

a. Bell-Win Projectを通じたセミナーの開催や地域毎の分科会活動の実施

b. 経営TOPによるダイバーシティに関するメッセージの配信

c. (コアタイムを設けない)フレックスタイムの制度導入

d. 在宅制度の導入

e. 女性の活躍推進の機会の提供

なお、2016年3月1日現在の当社グループにおける社員及び管理職に占める女性比率は、以下のとおりです。

正社員における女性社員比率：約35%

全管理職における女性管理職比率：約15%

また、2016年3月1日現在、女性の取締役はおりませんが、監査役3名のうち1名が女性です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (2) 当社は、当社及び子会社のすべての役員及び従業員の一ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として『ベルシステム24グループ行動規範』(以下「行動規範」という)を定め、法令遵守の考えを明らかにする。当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、行動規範を遵守することで、法令遵守の徹底を図る。
- (3) 法令、定款、社内規程及び社会規範(以下「法令等」という)の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること(以下「コンプライアンス」という)を確立するための具体策として、次の措置をとる。
 - a. 取締役及び執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員及び使用人に対して教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。
 - b. 当社及び子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、コンプライアンス担当役員(OCO-チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制を当社及び子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。
 - c. 取締役及び執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度として『企業倫理ホットライン』を開設し、当社及び子会社のすべての取締役、執行役員及び使用人に周知する。取締役及び執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
 - d. 監査部は、当社及び子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を随時取締役及び執行役員に報告する。
 - e. 取締役及び執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
 - f. 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び『ベルグループ反社会的勢力対策基本規程』に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を求めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な議事録、業績その他の取締役の職務の執行に係る情報については、『情報管理基本規程』及び『文書管理規則』に基づき、経営企画部が適正に保存、管理するともに、必要に応じてその運用状況の検証及び該当する規程類の見直しを行う。

取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を開覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、『リスク管理規程』を定め、経営企画部を主管として、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを網羅的かつ横断的に定義し、定義した重大な経営リスクごとの主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応について定める。
- (2) 当社及び子会社の重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び最高個人情報保護責任者(OPO)を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、内部監査を実施する。
- (3) 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (2) 当社は、『職務権限規程』及び『業務分掌規程』に基づき、職務権限及び分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (3) 当社は、執行役員及び使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために『業績規程』及び『経費支出決裁規則』を定める。
- (4) 当社は、職務権限の変遷により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議又は諮問を経ることで、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等(取締役、執行役員その他これらに相当する者を含む)及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制当社は、『グループ会社管理規程』を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を要するものとするとともに、子会社の取締役等及び使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期又は不定期に受ける。また、子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは報告人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役及び執行役員に報告する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 『リスク管理規程』に基づき、経営企画部は、子会社についても、その経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを定義し、定義した重大な経営リスクごとに当社における主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化する。
b. 子会社においても重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び最高個人情報保護責任者(OPO)を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役等及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、子会社を含めて内部監査を実施する。
c. 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを子会社も対象として行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社との間の経営指導契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は、法令遵守の考えを行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等及び使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。
b. 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

6. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る

内部統制システムの体制構築及び整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する事務局を置き、この事務局に、補助使用人を1名以上置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- (2) 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (3) 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、定期的にその職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会のほか、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。
- (2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- (3) 子会社の取締役、執行役員及び使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- (2) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒処分等に関して、取締役及び執行役員にその理由の説明を求めることができる。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役の計画する予算を計上する。
- (2) 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、必要と判断した場合には、当社及び子会社の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人と定期的に情報交換を行い、又は必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- (2) 当社及び子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にヒアリングを実施し、又は必要とする資料を閲覧する機会を与えられる。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- (3) 監査役は、監査部をはじめとする、当社及び子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。なお、監査役は、内部通報制度に基づく内部通報について、担当部門と同様に外部通報先から直接にその内容の報告を受けることができる。
- (4) 監査役は、会計監査人との緊密な関係を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告及び随時の報告を受ける。
- (5) 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。
- (6) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ベルシステム24グループ行動規範」において「反社会的勢力及び団体との関係遮断」と題して、暴力団をはじめとする市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、取引に際して相手方が反社会的勢力及び団体であるかどうかどうかに注意を払い、反社会的勢力及び団体から関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否することを宣言しております。

この宣言に基づき、「ベルグループ反社会的勢力対策基本規程」及び「ベルグループ反社会的勢力による不当要求に対する対応指針」を制定し、主管部門を法務・コンプライアンス部、不当要求防止責任者を法務・コンプライアンス部長とそれぞれ定め、反社会的勢力による被害を防止するとともに当社グループの社会的責任の遂行と健全な発展を目指しております。

また、当社は、「監視庁管内特殊暴力防止対策連合会」、「月島地区特防協」及び「公益財団法人全国防犯協会連合会 全国暴力追放運動推進センター」に加入し、これらが主催する定例情報交換会やセミナー等に参加することで、最新の反社会的勢力に関する情報を入手するとともに、取引に際しては、これら団体から得ている情報に加え、他の情報データベースを参照する等して、取引先の属性審査を行い、反社会的勢力との関係を遮断しています。

さらに、当社グループでは、全グループ社員を対象としたコンプライアンス研修において、継続的に反社会的勢力との関係遮断をテーマに含めた研修を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

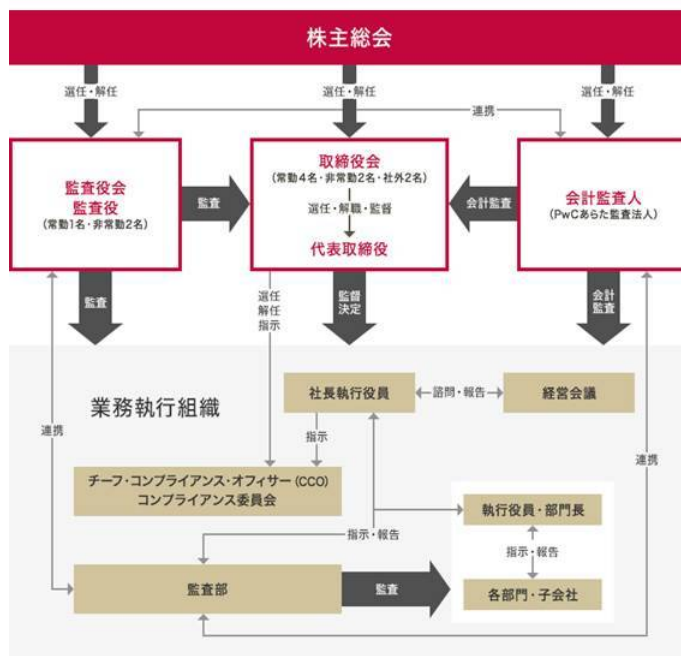
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】

コーポレート・ガバナンス体制の概要（提出日現在）



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

